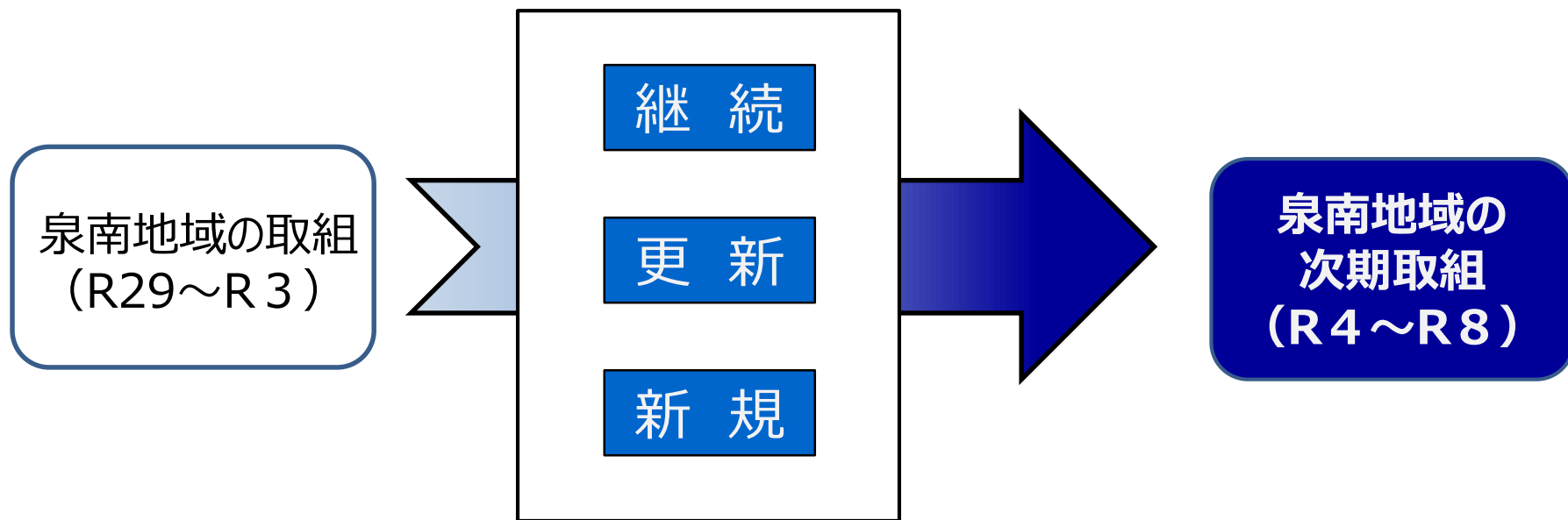


泉南地域の防災・減災に係る 次期5箇年（R4～8）の 取組方針について

次期 5 箇年の取組について

- 5 箇年（H 2 9 ～ R 3）で取り組んできたが、水防災に対する意識の継承・再構築および大規模水害に対する備えの充実を図るために、減災に係る取組を継続するべきである。
- そこで、現取組項目に対して、継続・更新・新規項目を整理し、次期取組目標案を作成した。



防災・減災に係る次期 5 箇年の取組方針の概要

(1)円滑かつ迅速な避難のための取組

- 【継続】洪水・土砂災害のホットライン、高潮氾濫発生情報の運用、および防災タイムライン作成・活用とPDCAサイクルの構築
- 【継続】ICTを活用した洪水・土砂災害情報の提供、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進
- 【新規】想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知
- 【継続】想定最大規模の洪水・高潮による浸水想定区域図の周知
- 【継続】防災教育、人材育成、マイ・タイムラインなどの取組の共有

(2)的確な水防活動のための取組

- 【継続】市町庁舎の機能確保のための対策の充実

(3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- 【継続】排水施設運用改善、既存ストックやため池を活用した治水対策の推進
- 【新規】利水ダム等における事前放流の推進
- 【新規】土地利用誘導

(4)防災施設の整備等に関する事項

- 【継続】堤防等防災施設整備
- 【継続】樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保

(5)減災・防災に関する国の支援

- 【継続】地方公共団体への財政支援

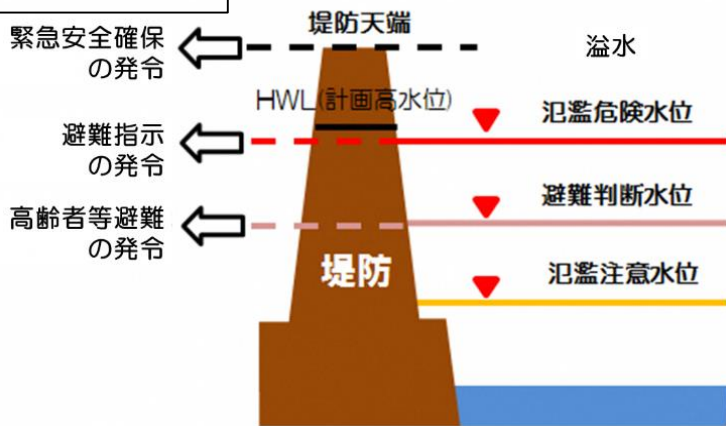
主な取組について

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

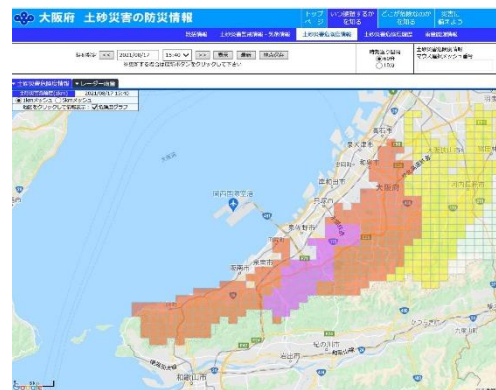
①情報伝達、避難計画等に関する事項

洪水・土砂災害のホットライン、高潮氾濫発生情報の運用

水位到達情報



土砂災害警戒情報



大阪府土砂災害警戒情報 第5号

平成29年10月22日 21時20分
大阪府 大阪警区長兼 共済局長

【警戒対象地域】
堺市 岸和田市 高槻市* 貝塚市 枚方市* 八尾市 藤井寺市 岸田町 河内長野市 大東市* 和泉市 柏原市 河内郡市 羽曳野市 東大和市 墨江町 交野町* 大東狭山市 島津市 豊原町* 豊原町* 高槻町 高槻町 大交野 河内町 千早赤松村

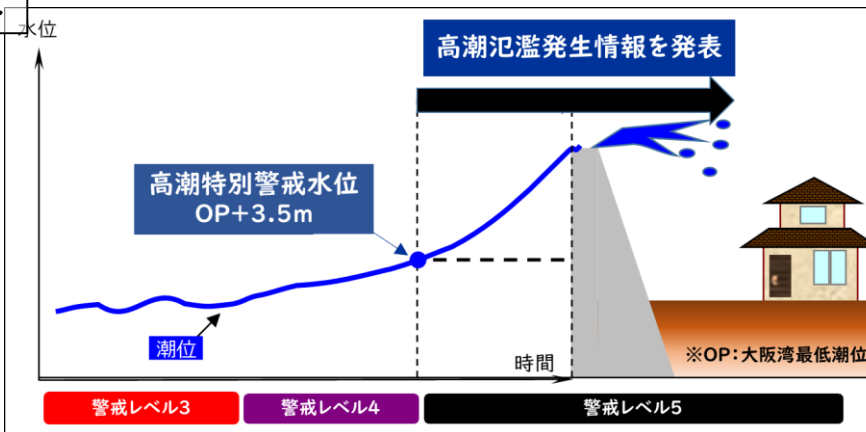
*旧は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
<警戒>
大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
<注意<危険>
嵐の続くほど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

警戒対象地域

問い合わせ先
06-6944-0167 (本署前)
06-6944-0303 (土曜・祭日・夜間)

高潮氾濫発生情報



既に構築済みの洪水・土砂災害のホットライン、高潮氾濫発生情報に関し、連絡体制の確認を継続し、必要に応じて見直しを行う。

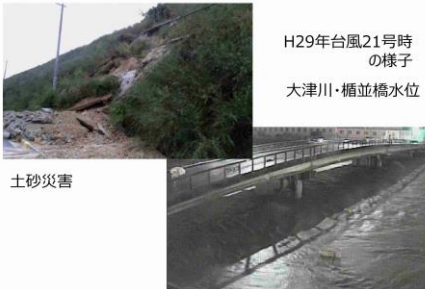
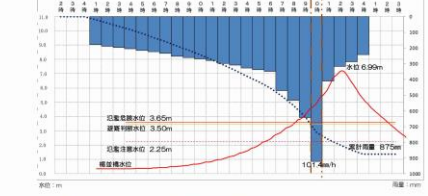
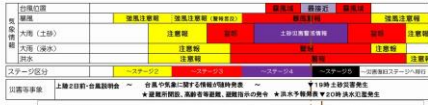
①情報伝達、避難計画等に関する事項

防災タイムライン作成・活用とPDCAサイクルの運用

【広域】

大津川流域 広域タイムライン (案)

3. タイムラインの想定シナリオ



【令和3年12月検証】
令和3年3月
泉北地域水防災連絡協議会
泉南地域水防災連絡協議会
大津川流域広域タイムライン策定WG

大津川流域 広域タイムライン 総括表 (案) 1 / 2

実施機関	スタート区分	スタート0	スタート1	スタート2	スタート3	スタート4	スタート5
実施機関	行動目標	早期からの警戒	災害発生までの短縮に向けた対応の徹底	避難途上・避難先での対応の徹底	避難先での対応の徹底	避難先での対応の徹底	避難先での対応の徹底
期 間 区 分	期 間	警戒	避難指示の発令～避難	避難途上	避難先での対応	避難先での対応	避難先での対応
大津川流域広域	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒
大津川流域広域	避難	避難	避難	避難	避難	避難	避難
大津川流域広域	救助	救助	救助	救助	救助	救助	救助
大津川流域広域	復旧	復旧	復旧	復旧	復旧	復旧	復旧
大津川流域広域	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他

〈大阪湾沿岸（泉州）高潮広域タイムライン〉及び〈大津川流域広域タイムライン〉に関し、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

防災タイムライン作成・活用とPDCAサイクルの構築

【市・町域】

貝塚市

泉佐野市

岸和田市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町は、市・町域単位での多機関連携型タイムラインを検討・作成し、協議会で実施内容を共有する。
作成した多機関連携型タイムラインを、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。

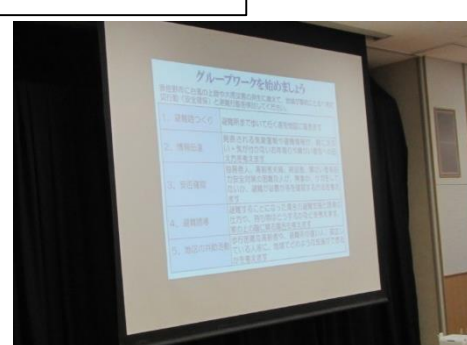
①情報伝達、避難計画等に関する事項

防災タイムライン作成・活用とPDCAサイクルの構築

【コミュニティ】



令和3年度モデル市の泉佐野市でのワークショップ



地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。作成した地域（コミュニティ）単位タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、見直しを行う仕組みを構築する。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

ICTを活用した洪水・土砂災害情報の提供



The screenshot shows the Japanese Meteorological Agency website for Yamaguchi City. The page displays disaster information, including a table for current alerts and a table for future alerts.

警報・注意報 (発表状況)	
岸和田市	警報・注意報・警報の切り替え
警報・注意報(発表)	霜注意報
警報・注意報(継続)	乾燥注意報

警報・注意報 (今後の推移)			
岸和田市	9日	10日	備考・関連する現象
乾燥	55/30	55/30	11日に以後も注意

気象庁HP

- スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成
- 防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・高潮・土砂災害）

社会福祉施設 避難確保計画

記載例

4 高水体制
 【要配慮者利用施設等に関する事項】
 防災確保計画の避難訓練計画（水害、高潮、津波）の体制をとり、避難確保計画が定められた避難訓練のものとして、避難訓練を実施し、避難訓練の実施状況を報告する。
 【要配慮者利用施設等に関する事項】
 防災確保計画の避難訓練計画（水害、高潮、津波）の体制をとり、避難確保計画のもとで避難訓練を実施し、避難訓練の実施状況を報告する。

記載例

7 避難の確保を図るための施設の整備
 【要配慮者利用施設等に関する事項】
 情報収集、伝達及び避難誘導の際に使用する設備等については、下表「避難確保計画一覧」に示すとおりである。これらの設備等については、計画からその整備計画に添ったものである。
 計画に示された施設が整備が完了した場合は、避難確保計画に添った整備が完了した旨を報告する。

記載例

施設に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

記載例

1.5 防災体制一覧表

管理職階級	施設長	代行者	事務長
災害発生時	施設長	事務長	事務長
避難訓練時	施設長	事務長	事務長

【施設周辺の避難地】
 洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

避難場所	避難経路	避難経路
洪水	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）
内水	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）
高潮	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）
津波	避難所	避難所
土砂	C高校（体育館）	本施設（緊急の反動）



※施設周辺の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自転車等）を記載。避難経路については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じて変更しなくてはならない。

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
 土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名：○○○○○】

○年○月作成

このシステムファイルの使い方は、作業マニュアルの必要事項を参照してください。記入する場合は黄色の箇所を記入してください。黄色の箇所は黄色の箇所を記入してください。黄色の箇所は黄色の箇所を記入してください。黄色の箇所は黄色の箇所を記入してください。

避難訓練の目的	実施内容	実施方法
避難訓練の目的	避難訓練の実施	避難訓練の実施
避難訓練の目的	避難訓練の実施	避難訓練の実施
避難訓練の目的	避難訓練の実施	避難訓練の実施

設備名	備品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファクス、携帯電話、無線機、電話、無線機用バッテリー
避難誘導	拡声機、拡声機用バッテリー、拡声機用ケーブル、拡声機用ケーブル、拡声機用ケーブル
避難所への避難	バス（バス用バッテリー）、貨物（バス用バッテリー）、バス（バス用バッテリー）、貨物（バス用バッテリー）
備品	拡声機、無線機、無線機用バッテリー、無線機用ケーブル、無線機用ケーブル
備品	バス（バス用バッテリー）、貨物（バス用バッテリー）、バス（バス用バッテリー）、貨物（バス用バッテリー）
備品	無線機、無線機用バッテリー、無線機用ケーブル、無線機用ケーブル
備品	無線機、無線機用バッテリー、無線機用ケーブル、無線機用ケーブル

8 防災教育及び訓練の実施
 毎年4月に避難訓練の施設長を主幹に研修を実施する。毎年5月に避難訓練の施設長を主幹として、情報収集、伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。その他、年間の防災及び避難訓練を毎年3月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画の様式7

- 【避難確保計画作成の促進】
 - ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う
 - ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。
- 【避難訓練実施の徹底】
 - ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる

②平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

新規



想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知

内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）

令和3年7月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

表 1-1 降雨の状況及び外水位の影響に基づく浸水シナリオ

浸水シナリオ	対象	降雨の状況		外水位の影響	[シナリオ①：内水浸水想定区域の対象]
		河川中上流	下水道排水区域		
①	内水	小雨	大雨	無	
②		<大雨	小雨	有	
③		<大雨	大雨	有	
④	洪水(内水)	大雨	小雨	有	
⑤		大雨	大雨	有	

大雨：下水道及び河川の雨水排水能力を上回る降雨
 <大雨：河川に余裕が無いが河川からの溢水が発生しない程度の降雨

[シナリオ①：内水浸水想定区域の対象]

河川には余裕

下水道の雨水排水能力を上回る降雨による浸水

[シナリオ②：内水浸水想定区域の対象]

下水道には余裕

下水道の雨水排水能力以下の降雨であるが、河川へ放流できないことによる浸水

下水道の雨水排水能力を上回る降雨による浸水と、河川へ放流できないことによる浸水

[シナリオ③：内水浸水想定区域の対象]

堤防の決壊、河川からあふれた水による浸水

堤防の決壊、河川からあふれた水による浸水

下水道の雨水排水能力を上回る降雨による浸水

下水道の雨水排水能力を上回る降雨による浸水と、堤防の決壊や河川からあふれた水による浸水



図 3-13 浸水実績を地形図に表示した事例

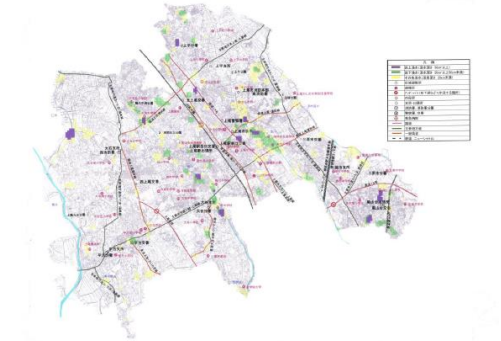


図 3-14 浸水実績と地形情報を活用した事例

5

60

公共下水道等の雨水出水浸水想定区域図を作成し周知を行う

②平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

想定最大規模の洪水・高潮による浸水想定区域図の作成と周知



- 想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映したハザードマップを作成し周知を行う。
- 洪水ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。

②平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

防災教育の推進



The screenshot shows the Disaster Education Portal website. At the top left is the logo of the Ministry of Land, Infrastructure, and Transport (国土交通省). The main header is "防災教育ポータル" (Disaster Education Portal). Below the header are four navigation buttons: "最新の情報！トピックス" (Latest Information! Topics), "学年別・分野別の事例教材集" (Case Studies and Materials by School Year and Field), "授業の参考資料 伝わりやすい写真やイラスト 素材" (Reference Materials for Lessons: Easy-to-understand photos and illustrations), and "これから始める際の進め方 手引き" (How to Start from Now: Guide). The main content area features a "防災教育コラム" (Disaster Education Column) section. It includes a sub-section for the 8th issue, "防災教育・河川教育を進める上での評価手法について" (Evaluation Methods for Advancing Disaster Education and River Education), featuring a photo of the author, Ms. Kinoshita Rie, President of the Japanese River Education Association. To the right, there is a "新着情報" (New Information) section with three entries: 1. February 21, 2024: "動画で学ぶみんなの防災[防災教育3分動画]" (Learn Disaster Preparedness with Everyone's Disaster [3-minute disaster education video]) was published. 2. February 16, 2024: The 8th issue of the Disaster Education Column, "防災教育・河川教育を進める上での、評価手法について" (Evaluation Methods for Advancing Disaster Education and River Education), was updated. 3. December 21, 2023: The 7th issue of the Disaster Education Column, "理科教育に流域の視点を取り入れた防災教育の実践" (Practical Disaster Education Incorporating a River Basin Perspective into Science Education), was updated.

国土交通省 防災教育ポータルサイト



防災出前講座

教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化
出前講座などによる防災教育の推進

(2) 的確な水防活動のための取組

②市町村庁舎の自衛水防の推進に関する事項

市町村庁舎の機能確保のための対策の充実
(耐水化、非常用発電機等の整備)



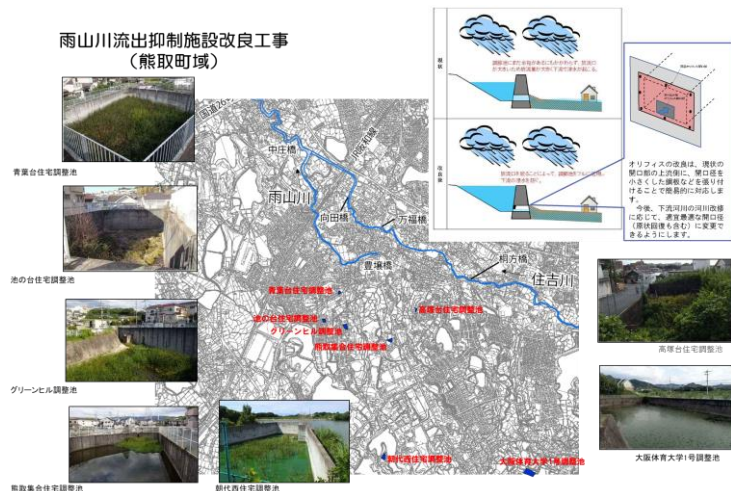
阪南市 庁舎非常用発電設備

・岸和田市、田尻町、岬町において、水害時の庁舎機能確保に向けた対策を実施する

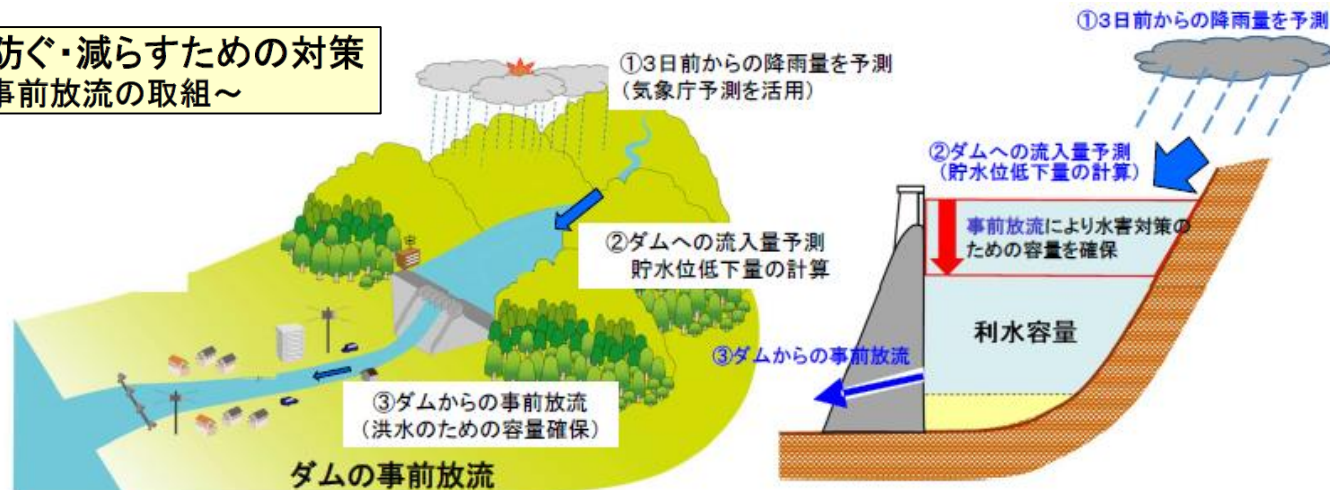
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

流域全体での取組み



氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ～利水ダムの事前放流の取組～



既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進
 ため池の治水活用の推進
新規 利水ダム等における事前放流の推進

氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

新規

土地利用誘導

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

-市街化調整区域における住宅等の**開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区域	対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

- 〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による**防災移転計画**

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

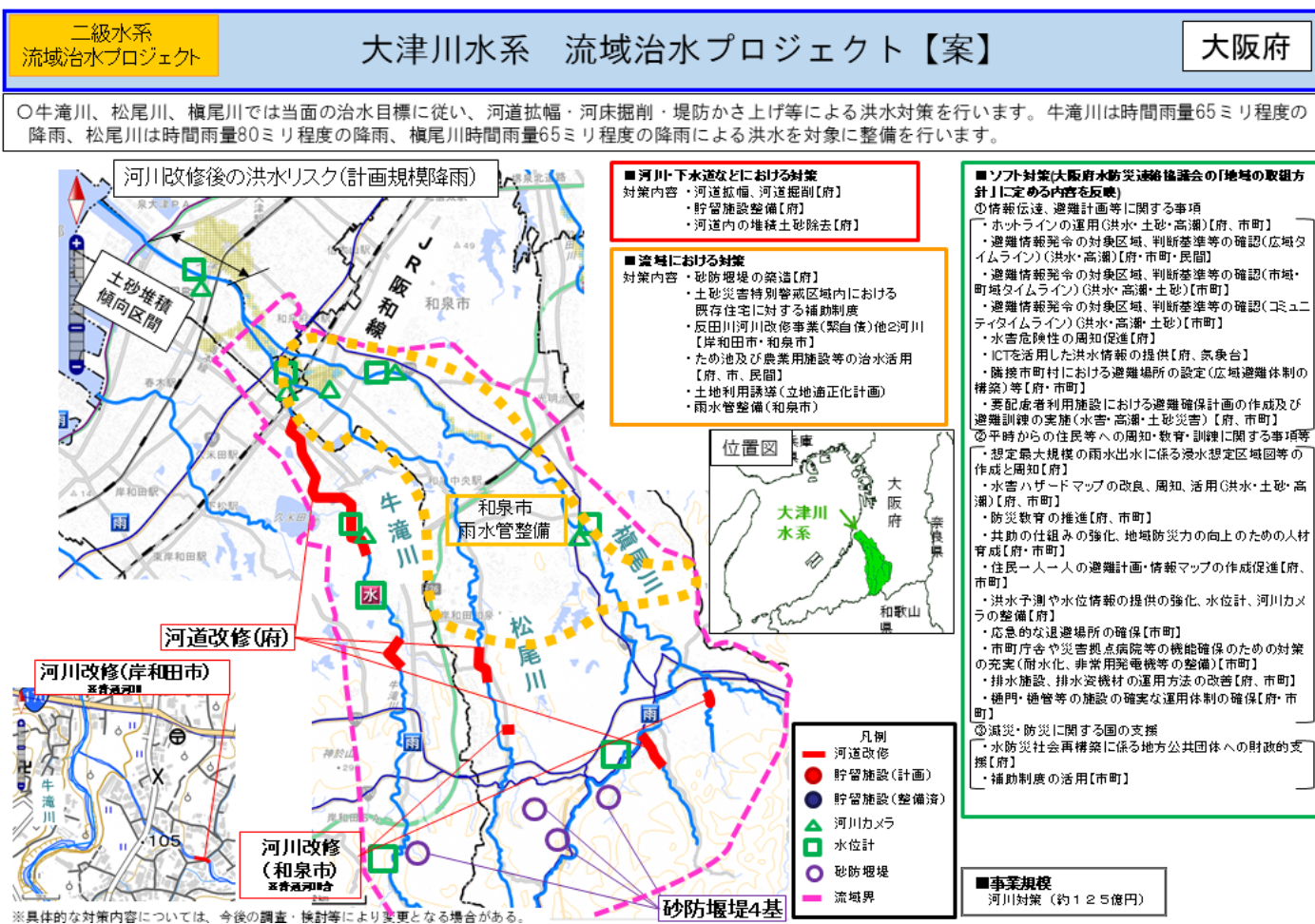
【都市再生特別措置法】

立地適正化計画における居住誘導区域の見直し及び防災指針の策定を行う。

(4) 防災施設の整備等に関する事項

防災施設の整備等に関する事項

堤防等防災施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）



河川砂防・下水施設等の整備については、大津川・春木川・津田川・近木川・見出川・佐野川・田尻川・樫井川・男里川・茶屋川・番川・大川・東川水系流域治水プロジェクトに基づき推進

(5) 減災・防災に関する国の支援

減災・防災に関する国の支援

水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援



・ 交付金や起債対象事業の周知